

火災に遭われた方へ

上球磨消防署

1 火災調査

- 1 火災鎮火後、消防（警察）の火災原因調査がありますので、火災に関係のある方の連絡先、電話番号、居住等を消防署から確認いたします。火災調査時の立会いをお願いした時間に指定した場所へお越しください。
- 2 火災現場は火災原因調査が終了するまでの間、立入りは禁止されています。立ち入る必要がある場合は、警察官又は消防職員の同行を求めてください。
- 3 焼けた物の後片付けは火災原因調査終了後をお願いします。また、火災現場における調査員の質問には正確に答えてください。

2 火災損害届

- 1 火災損害届には
①「建物・不動産」
②「建物・動産」（建物内の収容物等）
③「車両・船舶・航空機」
④「林野・その他の物件」
があります。

火災調査時にお渡ししますので、1週間以内を目処に、上球磨消防署又は上球磨消防署東分署のいずれかに提出してください。

3 リ災証明書

- 1 「リ災証明書」は、火災に遭われた方が各種保険金の請求をする際に必要となる証明書で、上球磨消防署で発行するものです（東分署では発行できません）。リ災証明申請書（印鑑が必要です。印鑑を焼失した場合等は署名でも申請可能）に必要事項を記載し、申請してください。また、提出時に身分が証明できるものを持参してください。
- 2 代理人が、リ災証明書の申請をする場合は、委任状が必要となる場合がありますので、事前に上球磨消防署火災調査室へ問合わせてください（代理人が、火災に遭われた方の2親等以内であれば、委任状は不要です）。
- 3 リ災証明書の申請は、平日午前8時30分から午後4時30分までの間にお越しください（土日・祝祭日および年末年始は発行できません）。リ災証明書の発行には少しお時間が掛かる場合があります。また、発行手数料として1通につき300円が必要となります。あらかじめご了承ください。

【問い合わせ先】

上球磨消防署 消防課 火災調査室	電話0966-42-3189
------------------	----------------

〒868-0501 球磨郡多良木町大字多良木	3146-1
------------------------	--------

上球磨消防署東分署	電話0966-47-8119
-----------	----------------

〒868-0701 球磨郡水上村大字岩野	403-1
----------------------	-------